宜野湾市福祉総務課　令和8年9月作成

避難行動要支援者名簿と個別避難計画のおしらせ

～普段から災害に備えよう～

❶ 避難行動要支援者とは？

災害が起きたときに、ひとりで避難することが難しく、周りの助けや支援が必要な方のことです。
要介護認定を受けている高齢の方や、障がいのある方などが対象となります。



❷ 避難行動要支援者名簿について

市では、避難行動要支援者の方の情報を載せた、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

■ 名簿の対象になる方（あてはまる方）

- 要介護認定 ３ ～ ５
- 身体障害者手帳 １級・２級
（※内部障害のみの方は除く）
- 療育手帳 A1・A2
- 精神障害者保健福祉手帳 １級
- 難病患者・小児慢性特定疾病
- その他、市長が認めた方

※上記にあてはまる方でも、施設に入所中の方や長期入院中の方は、施設や病院で対応するため対象外となります。

■ 名簿のつかわれ方

① 普段（いつもの生活）のとき

災害に備え、地域での把握や見守りのために、避難支援等関係者へ情報を共有します。

【重要】ご本人の同意が必要です。名簿情報の提供に同意いただける方は、同意書で「同意します」に☑チェックをお願いします。

② 災害（大きな地震など）のとき

災害発生時、または発生のおそれがある場合には、ご本人の同意がなくても、避難支援等関係者へ名簿情報を提供し、安否確認等に活用します。

❸ 個別避難計画について

(1)個別避難計画とはどんなもの？

名簿に載っているお一人おひとりについて、「どこに避難するか」「避難するときにどのような配慮が必要か」などをあらかじめまとめた計画書です。



※名簿情報の提供に「同意します」にチェックを入れた方の計画を作成します。

(2)計画の作り方（どうやって書くの？）

名簿情報の提供に「同意します」のチェックを入れた方は、裏面の「宜野湾市　個別避難計画」にご記入いただきます。作成にあたっては、同封の「記入例」をご覧ください。

基本はご本人、ご家族で作るものとなっていますが、難しいときは、民生委員や利用している福祉サービス関係者の方にも、できる範囲でご協力いただきながらご記入ください。

❹ おねがい

- 大きな災害のときは、支援する立場の方も被災する可能性があるため、必ず支援が受けられるとは限りません。そのため、まずは「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、日頃からできる備えを進めておきましょう。
- 普段からご近所や地域との関わりを大切にし、困ったときに支え合える関係づくりを心がけましょう。
- 非常用の持ち出しバッグ（水、非常食、お薬、非常用トイレなど）の準備をしておきましょう。



【お問い合わせ先・提出先】
宜野湾市役所　福祉総務課　総務係
電話番号：893-4411（内線 3122）　／　FAX：893-4490